

小規模多機能型居宅介護

○居宅サービス計画書の変更（医療系サービスを位置付ける際）に伴う主治医について

〔事例〕

当該居宅サービス計画の変更に伴い、新規に訪問看護が位置付けられている事例があったが、事前に主治の医師等から指示がない状況であり、居宅サービス計画を作成した後に、当該計画を主治の医師に交付することもしていなかった。

居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合には、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合にのみ行うこととなります。また、主治の医師等の意見により、医療サービスを位置付けた場合は、居宅サービス計画を医師等に交付することが必要ですので、十分御注意ください。

○衛生管理等

- 1 指定小規模多機能型居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等装置を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について介護従業者に周知徹底を図ってください。
- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備してください。
- 3 指定小規模多機能型居宅介護事業所において、介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施してください。

○入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

- 1 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的に開催しなければなりません。

※令和9年3月31日までは努力義務とします。

担当 旭川市福祉保険部 指導監査課 介護担当

TEL: 0166-25-9849

E-mail: shido-kaigo@city.asahikawa.lg.jp